

資料1 各国の核弾頭配備数とその主要な運搬手段

	米 国	ロ シ ア	英 国	フ ラ ンス	中 国	
ミ サ イ ル	ICBM (大陸間弾道 ミサイル)	450基 ミニットマンⅢ 450	376基 SS-18 60 SS-19 70 SS-25 170 SS-27 70 RS-24 6	—	—	56基 DF-5 (CSS-4) 20 DF-31 (CSS-9) 36
	IRBM MRBM	—	—	—	—	128基 DF-3 (CSS-2) 2 DF-4 (CSS-3) 10 DF-21 (CSS-5) 116
	SLBM (潜水艦発射 弾道ミサイル)	336基 トライデントD-5 336	236基 SS-N-18 80 SS-N-20 60 SS-N-23 96	48基 トライデントD-5 48	48基 M-45 48	12基 JL-1 (CSS-N-3) 12
弾道ミサイル 搭載 原子力潜水艦	14	14	4	3	1	
航空機	94機 B-2 18 B-52 76	79機 Tu-95 (ベア) 63 Tu-160 (ブラックジャック) 16	—	84機 ミラージュ2000N 60 スーパーエタンダール 24	—	
弾頭数	2,468 (うち戦術核500)	4,630 (うち戦術核2,120)	160	300	200	

- (注) 1 資料は、ミリタリー・バランス (2011)、SIPRI YEARBOOK (2010)、米NPR (2010) などによる。
 2 11 (平成23) 年 6 月、米国は米露間の新たな戦略兵器削減条約を踏まえた同年 2 月 5 日現在の数値として、米国の配備戦略弾頭は1,800発、配備運搬手段は882基・機であり、ロシアの配備戦略弾頭は1,537発、配備運搬手段は521基・機であると公表した。
 3 10 (平成22) 年10月、英国の「戦略防衛・安全保障見直し」(SDSR) は、配備核弾頭数を120発以下に、保有核弾頭数を180発以下にしている。

資料2 主要な核弾頭搭載弾道・巡航ミサイルの性能諸元

区 分	国	名 称	最大射程 (km)	弾 頭	誘導方式	備 考	
ICBM	米 国	ミニットマンⅢ	13,000	MIRV (1 又は 3)	300~350kT又は300~475kT	慣 性	固燃 3 段
	ロ シ ア	SS-18	10,500~ 16,000	MIRV (4 又は10)	1 MT×4、400kT、 500kT又は800kT×10	慣 性	液燃 2 段
				単弾頭	8 MT又は20MT		
		SS-19	9,000~ 10,000	MIRV (6)	500~750kT	慣 性	液燃 2 段
		SS-25	10,500	単弾頭	550kT	慣 性	固燃 3 段
		SS-27	10,500	単弾頭	550kT	慣 性 + Glonass	固燃 3 段
		RS-24	10,500	MIRV (3 又は 4)	400~500kT	慣 性 + Glonass	固燃 3 段
	中 国	DF-5 (CSS-4)	12,000~ 13,000	MIRV (4 ~ 6)	150~350kT	慣 性	液燃 2 段
単弾頭		1 ~ 3 MT					
DF-31 (CSS-9)	8,000~ 14,000	MIRV (3 ~ 4)	20~150kT	慣 性 + 天 測	固燃 3 段		
		単弾頭	1 MT				
SLBM	米 国	トライデントD-5	12,000	MIRV (8)	100kT又は475kT	慣 性 + 天 測	固燃 3 段
	ロ シ ア	SS-N-18	6,500~ 8,000	MIRV (3 又は 7)	200kT×3、100kT×7	慣 性 + 天 測	液燃 2 段
				単弾頭	450kT		
	SS-N-20	8,300	MIRV (10)	200kT	慣 性 + 天 測	固燃 3 段	
	SS-N-23	8,300	MIRV (4 又は 6)	100kT	慣 性 + 天 測	液燃 3 段	
	英 国	トライデントD-5	12,000	MIRV (8)	100kT	慣 性 + 天 測	固燃 3 段
	仏 国	M-45	5,300	MIRV (6)	100kT	慣 性	固燃 3 段
		M-51	6,000~ 8,000	MIRV (6)	150kT	慣 性	固燃 3 段
中 国	JL-1 (CSS-N-3)	2,150	単弾頭	250kT又は500kT	慣 性	固燃 2 段	

区分	国	名称	最大射程 (km)	弾頭		誘導方式	備考
IRBM MRBM	中国	DF-3 (CSS-2)	2,400~ 2,800	単弾頭	1~3 MT	慣性	液燃1段
		DF-4 (CSS-3)	4,750	単弾頭	3 MT	慣性	液燃2段
	中国	DF-21 (CSS-5)	2,150~ 2,500	単弾頭	20~500kT	慣性+GPS+レーダー	固燃2段
SRBM	中国	DF-11 (CSS-7)	280~ 350	単弾頭	2~20kT	慣性+GPS+終末誘導	固燃1段
	中国	DF-15 (CSS-6)	600~ 900	単弾頭	90kT	慣性+終末誘導	固燃1段
巡航ミサイル	米国	トマホーク (TLAM-N)	2,500	単弾頭	200kT	慣性+地形照合	海上/海中発射型
		AGM-86B	2,500	単弾頭	5~200kT	慣性+地形照合	空中発射型
	ロシア	SS-N-21	2,400	単弾頭	200kT	慣性+地形照合	海中発射型
	ロシア	AS-15	2,500~ 3,500	単弾頭	200~250kT	慣性+地形照合	空中発射型
	中国	DH-10/CJ-10	1,500~ 2,000	単弾頭	20~90kT	慣性(+GPS)+地形照合+TV/レーダー	空中/地上発射型

(注) 資料は、「ジェーン戦略兵器システム (2011)」などによる。

資料3 主要国・地域の兵力一覧 (概数)

陸上兵力		海上兵力		航空兵力		
国名など	陸上兵力 (万人)	国名など	トン数 (万トン)	隻数	国名など	作戦機数
中国	160	米国	613.7	1,069	米国	3,790
インド	113	ロシア	211.1	995	中国	2,040
北朝鮮	102	中国	134.1	946	ロシア	1,920
米国	64	英国	79.4	235	インド	810
パキスタン	55	フランス	40.2	248	エジプト	630
韓国	52	インド	36.2	155	北朝鮮	620
ベトナム	41	インドネシア	24.6	156	韓国	570
トルコ	40	スペイン	22.8	98	シリア	560
ロシア	40	トルコ	21.8	200	トルコ	540
ミャンマー	38	台湾	20.8	329	台湾	530
イラン	35	ドイツ	20.8	126	イスラエル	510
エジプト	34	イタリア	20.5	179	フランス	480
イラク	24	韓国	18.1	192	パキスタン	470
コロンビア	24	ブラジル	16.2	98	リビア	400
インドネシア	23	オーストラリア	16	82	英国	370
日本	14	日本	44.8	143	日本	430

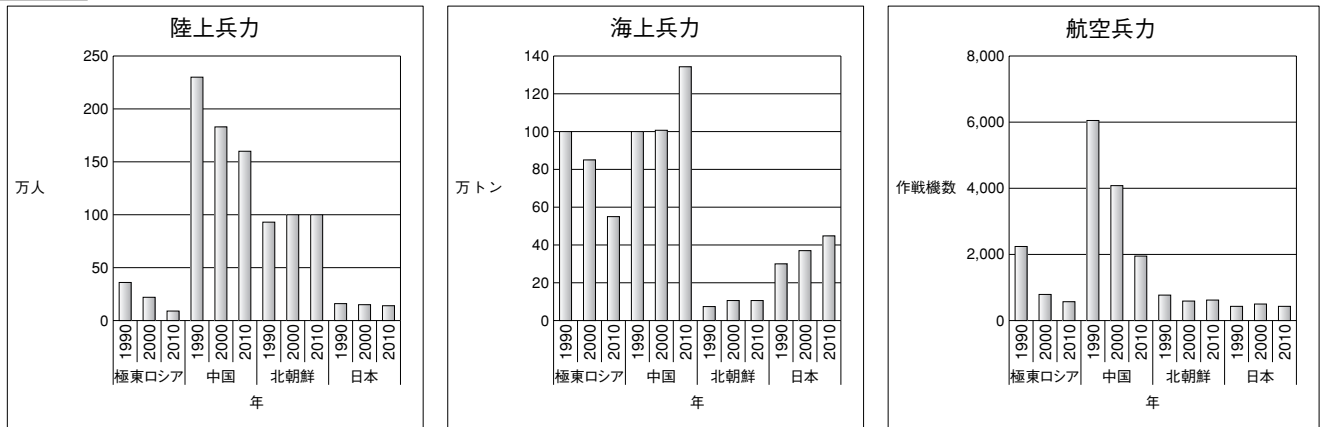
- (注) 1 資料は、陸、空については「ミリタリー・バランス (2011)」など、海については「ジェーン年鑑 (2010-2011)」などによる。
 2 日本は、平成22年度末における各自衛隊の実勢力を示し、作戦機数は航空自衛隊の作戦機 (輸送機を除く。) 及び海上自衛隊の作戦機 (固定翼のみ) の合計である。
 3 配列は兵力の大きい順になっている。

資料4 主要国・地域の正規軍及び予備兵力 (概数)

国名など	兵役制	正規軍 (万人)	予備兵力 (万人)	
米国	志願	156	87	
ロシア	徴兵	105	2,000	
英国	志願	18	8	
フランス	志願	34	3	
ドイツ	徴兵	25	4	
イタリア	志願	29	4	
インド	志願	133	116	
中国	徴兵	229	51	
北朝鮮	徴兵	120	60	
韓国	徴兵	66	450	
エジプト	徴兵	47	48	
イスラエル	徴兵	18	57	
日本	志願	陸	14	3.1 (0.6)
		海	4.2	0.08
		空	4.3	0.06

- (注) 1 資料は、「ミリタリー・バランス (2011)」などによる。
 2 日本は、平成22年度末における各自衛隊の実勢力を示す。() 内は即応予備自衛官の現員数であり、外数。
 3 ロシアは、従来の徴兵制に契約勤務制 (一種の志願制) を加えた人員補充制度をとっている。
 4 ドイツにおいては、11 (平成23) 年4月に成立した連邦軍改革法により、徴兵制は、11 (同23) 年7月1日に運用が停止され、代わって新しい志願兵制が導入されることになった。

資料5 わが国周辺の兵力推移の概要



(注) 資料は、当該年版のミリタリー・バランスなどによる(日本は、当該年度末実勢力)。

資料6 国防の基本方針

(昭和32年5月20日 国防会議決定)
閣議決定

国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることにある。この目的を達成するための基本方針を次のとおり定める。

- (1) 国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。
- (2) 民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。
- (3) 国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する。
- (4) 外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果し得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する。

資料7 平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について

(平成22年12月17日 安全保障会議決定)
閣議決定

平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について別紙のとおり定める。

これに伴い、平成16年12月10日付け閣議決定「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」は、平成22年度限りで廃止する。

(別紙)

平成23年度以降に係る防衛計画の大綱

I 策定の趣旨

我が国を取り巻く新たな安全保障環境の下、今後の我が国の安全保障及び防衛力の在り方について、「平成22年度の防衛力整備等について」(平成21年12月17日安全保障会議及び閣議決定)に基づき、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」として、新たな指針を示す。

II 我が国の安全保障における基本理念

我が国の安全保障の第一の目標は、我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び

国民の安心・安全を確保することである。第二の目標は、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保することである。そして、第三の目標は、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献することである。

これらの目標を達成するため、我が国の外交力、防衛力等をより積極的に用い、国際の平和と安全の維持に係る国際連合の活動を支持し、諸外国との良好な協調関係を確立するなどの外交努力を推進することを含め、我が国自身の努力、同盟国との協力、アジア太平洋地域における協力、グローバルな協力等多層的な安全保障協力を統合的に推進する。

我が国は、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を整備すると我が国防衛の基本方針を引き続き堅持する。同時に、我が国は、国連平和維持活動や、人道支援・災害救援、海賊対処等の非伝統的安全保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動(以下「国際平和協力活動」という。)により積極的に取り組む。

核兵器の脅威に対しては、長期的課題である核兵器のない世界の実現へ向けて、核軍縮・不拡散のための取組に積極的・能動的な役割を果たしていく。同時に、現実には核兵器が存在する間は、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止は不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していくとともに、併せて弾道ミサイル防衛や国民保護を含む我が国自身の取組により適切に対応する。

III 我が国を取り巻く安全保障環境

- 1 グローバルな安全保障環境のすう勢は、相互依存関係の一層の進展により、主要国間の大規模戦争の蓋然性は低下する一方、一国で生じた混乱や安全保障上の問題の影響が直ちに世界に波及するリスクが高まっている。また、民族・宗教対立等による地域紛争に加え、領土や主権、経済権益等をめぐり、武力紛争には至らないような対立や紛争、言わばグレーゾーンの紛争は増加する傾向にある。

このような中、中国・インド・ロシア等の国力の増大ともあ